



2025年7月31日

各 位

会社名 積水化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 敬太
(コード番号 4204 東証プライム)
問合せ先 代表取締役専務執行役員 清水 郁輔
(TEL 03-6748-6467)

株式報酬制度の継続に係る 第三者割当による自己株処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月31日開催の取締役会において、株式報酬制度の継続に係る第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 558,100 株 (内 役員報酬B I P信託口・75930 口 : 393,000 株) (内 株式付与E S O P信託口・75931 口 : 165,100 株)
(3) 処分価額	1株につき 2,575 円
(4) 処分総額	1,437,107,500 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・75930 口) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75931 口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）ならびに当社の幹部従業員、当社子会社の代表取締役、当社子会社の幹部従業員、当社持分法適用子会社のうち当社の所有議決権行使割合が35%超50%未満の会社の代表取締役（以下、「幹部従業員等」という。）を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、「役員報酬B I P信託」（以下、「B I P信託」という。）及び「株式付与E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）をそれぞれ継続することにつき、決議しております。

本自己株式処分は、B I P信託及びE S O P信託の期間延長に伴い、当社が三菱UF J信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口・75930 口）及び株式付与E S O P信託契約（以下、「E S O P信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口・75931 口）に対し、自己株式の処分を行うものでありま

す。

処分株式数につきましては、株式交付規則に基づき信託期間中に取締役等及び幹部従業員等に交付を行うと見込まれる株式数の内、信託内の残余株式で不足する分であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.13%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 4,181,258 個に対する割合 0.13%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規則に従い取締役等及び幹部従業員等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【信託契約の内容】

	役員報酬 B I P 信託	株式付与 E S O P 信託
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	受益者要件を充足する取締役等に対するインセンティブの付与	受益者要件を充足する幹部従業員等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社	
④受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者	幹部従業員等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託期間	2016年 8 月 31 日～2028年 8 月末日（予定）	
⑧議決権行使	信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑨取得株式の種類	当社普通株式	
⑩株式の取得方法	自己株式の第三者割当により取得	
⑪帰属権利者	当社	
⑫残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。	

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前 1 カ月（2025 年 7 月 1 日から 2025 年 7 月 30 日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である 2,575 円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の直前 1 カ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（5 名。うち 3 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上